所得証明書の提出について

令和７年度（令和６年分）の所得証明書（課税証明書）を提出してください。

・原本を提出してください。
・出願者本人と生計維持者（父母両方）について、その所得の多少にかかわらず提出してください。
・無収入の方（無職の場合等）も所得０円と記載のある所得証明書（課税証明書）の提出が必要です。
・住民票を置いている市区町村役場に申請してください。
・税務署で発行される納税額の証明書、住民税の通知書では受付できません。
※京都市内の方は、「課税証明書」（全項目証明）を提出してください。

ご準備いただく前に全項目チェックしてください。

□所得証明書は、所得・収入の種類・内訳と金額、配偶者や扶養者の人数・控除の種類を確認するために必要です。役所・役場には、これら全ての事項が明記されるように申請してください。

□所得の有無にかかわらず必ず提出してください。収入が０円の場合や、パート勤務で扶養控除の範囲内であっても、所得証明書は必要です。

□無収入の場合、「総所得金額」「合計所得金額」等の項目に０円と記載されたものが必要となります。全ての金額欄が“******”等で目隠しされているものや空欄のもの（課税・非課税のみの証明となっているもの）は受付できません。役所・役場でその旨を伝えて証明書を取得してください。

□税の申告を行っていないために「所得証明書」を取得できない場合は、早急に役所・役場に令和７年度（令和６年分）「市(区･町･村)民税・県(都･道･府)民税申告書」の手続きを取り、(控)のコピーを提出してください。

よくある質問

Ｑ１．出願者本人はアルバイトをしておらず収入がありませんが、所得証明書は必要でしょうか？
Ａ１．所得の有無にかかわらず必ず提出してください。収入が０円の場合でも、総所得０円と記載されたものが必要となります。課税・非課税のみの証明となっているものは受付できません。

Ｑ２．父が海外在住のため証明書がとれません。どうすればよいでしょうか？
Ａ２．勤務先に 2024 年１月～12 月の総収入を証明する書類（円換算で記載、レート明記、日本語訳添付）を作成してもらい、提出してください。なお、勤務先の本社が日本にある場合は、現地給与と内地給与の合計がわかるようにしてください。

Ｑ３．私（学生本人）が親の扶養に入っておらず、独立生計者です。どうすればよいでしょうか？
Ａ３．出願前にスチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室（担当：酒井）へご相談ください。